



® 平成 29 年 7 月 5 日 (水)
No. 14480 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例①
「商標法」における氏名権の保護に関する研究 (1)

中国2016年知財に関する重要判例①

「商標法」における氏名権の保護に関する研究

ーマイケル・ジョーダン氏と商標審判委員会、喬丹体育との間の
商標無効審判行政訴訟事件ー

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏啓学、李美燕、于博聞

目次

はじめに

I 事件の概況

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判定

III 「商標法」における氏名権の保護に関する研究

1. 氏名権と商標権との間で衝突が生じる原因

2. 本事件前の氏名権と商標権との間の衝突解決に係る法的根拠と一般的やり方
3. 本事件における「商標法」第31条の先行氏名権保護の適用基準
4. 先行氏名権を主張する際の留意点

おわりに



知的財産ビジネス支援の専門職集団 特許業務法人 太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志 (副所長)
清武 史郎*
堀江 英博*
坂手 一博*
針間 淳一*
岡田 尚子*
永高 元浩*
河内 英男*
中村 明和*
江口 敬和*
橋上 敏範*
片倉 正孝*
本合 孝治

加藤 大塚
映美 大橋
達也 佐伯
秀理 山田
宏明 山島
規洋 長谷川
智勝 黒田
勝彦 北土
治彦 屋本
夏直 宮本
仁愛 佐野
勲将 鈴木
福尾 福尾

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳 (副所長)
百瀬 尚幸*
美濃 好美*
佐久 間領
小早川 千治子
山口 真奈子
大古 奈子
松崎 直樹*
大崎 明子
木村 直樹*
山崎 幸明*
小林 和安*
田中 達也
益雄 庄太郎
横尾 太郎

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一*
上條 由紀子*
下田 津貴*
世津 美貴*
小設 修一*
上原 貴介*
早瀬 貴みか*
長瀬 恒夫*
野嶋 昌大*
有村 和貴*
近藤 知也*
前田 知也*
小杉 達郎

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂*
渡邊 裕子*
中川 彰子*
村尾 招子*
桐内 優一*
澤内 優子*
長崎 さえ*
森崎 な愛*
高橋 正也*
土井 徹也

【米国特許弁護士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭
崔 成哲
【韓国弁理士】
金 峻河
【弁理士】
中野 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ：横浜市 USオフィス：米国バージニア州

はじめに

本事件は、「2016年度知的財産権司法保護に係る10大判例」から選出したものである。本事件は、中国が国内外権利者の合法的な權益に対して平等な保護原則を実施していることを体现し、信義誠実の原則が商標出願・登録行為に対する規範化において、どれくらい重要な意義を有するかについて強調している。最高裁判所が判決の中で述べた「商標法」における先行氏名権の保護問題に係る法律適用基準は、このような事件の裁判基準に対して重要な影響を与えている。

I 事件の概況

1. 基本情報

再審申立人（一審原告、二審上诉人）：マイケル・ジョーダン

再審被申立人（一審被告、二審被上诉人）：商標審判委員会

一審第三者：喬丹体育股份有限公司

判決の情報

一審 北京第一中等裁判所（2014）一中行（知）初字第9161、9162、9163、9164、9165、9166、9167、9168、9169、9170号行政判決書

二審 北京高等裁判所（2015）高行（知）終字第1896、1909、1911、1912、1914、1915、1917、1918、1925、1926号行政判決書

再審 最高裁判所（2016）最高法行再15、20、25、26、27、28、29、30、31、32号行政判決書

2. 事件の経緯

一審第三者喬丹体育股份有限公司（以下「喬丹社」という）は、中国国内で比較的高い知名度を具有する体育用品企業として、国際分類第25類、第28類等の商品又は役務において、「喬丹」、「QIAODAN」等の登録商標（以下「係争商標」という）を享有している。喬丹社の前身は、「福建省晉江陳埭溪辺日用品二廠」であったが、2000年にその社名を正式に「喬丹体育」へ変更した。

2012年10月31日、再審申立人は、再審被申立人に対して、係争商標の取消請求を提出したが、その主な理由は、次のとおりである。第1、マイケ

ルジョーダン（中訳名：邁克爾・喬丹）は世界で有名な米国バスケットボール・スターとして、中国で極めて高い知名度を享有しているが、係争商標を含む、邁克爾・喬丹に係る大量の標章を商標として出願・登録したことは、「中国不正競争防止法」第2条にいう信義誠実の原則に違反した行為であり、かつ、同法第5条第（3）号にいう「無断で他人の企業名称又は氏名を使用することにより、他人の商品であるかのような誤認をもたらし」不正競争行為に該当する。第2、喬丹社及びその関連企業は、更に邁克爾・喬丹に係る商標と他人の商標を数多く出願・登録し、不正に行政審査資源を占用し、商標登録秩序を乱している。喬丹社の行為は、2001年から施行された「中国商標法」（以下「商標法」という）第41条第1項にいう「その他の不正手段で登録された」状況に該当する。第3、喬丹社と邁克爾・喬丹との間にはかつて如何なるビジネス的な往来がなく、邁克爾・喬丹から授權を得たこともなく、係争商標の登録と使用は、公衆に製品の出所に対する誤認をもたらしおそれがあり、正常な市場秩序を乱し、悪影響をもたらすので、「商標法」第10条第1項第（8）号にいう「その他の悪影響をもたらし」状況に該当する。第4、係争商標には、Michael Jordan（邁克爾・喬丹）の中国語の訳名を使用し、その先行氏名権を損害しているので、「商標法」第31条にいう「他人の現有の先行権利を損害した」状況に該当する。しかし、商標審判委員会は、係争商標の登録は再審申立人の氏名権を損害せず、係争商標の登録を維持すべきであると認定した。

再審申立人は、商標審判委員会が下した維持裁定を不服とし、2014年に法により北京第一中等裁判所（以下「一審裁判所」という）に行政訴訟を提起して、当該裁定の取消を請求した。しかし、一審裁判所は、再審被申立人の裁定を維持する判決を言い渡した。再審申立人は、更に一審判決を不服とし、北京市高等裁判所（以下「二審裁判所」という）に上訴を提起し、一審判決を取り消し、かつ、法により係争裁定を取り消すことを請求した。しかし、二審裁判所は一審判決を維持した。再審申立人は、二審判決を不服とし、最高裁判所に再審を申し立てたが、最高裁判所は、最終的に漢字商標「喬丹」が再審申立人の先行氏名権を損害しているので、取り消すべきであると認定した。しかし、再審申立人が「QIAODAN」に係る先行